

R6.9.13 金融庁 提出資料

②「一定の銀行業高度化等会社」の業務へのGX業務の追加および
「適格機関投資家等特例業務」に係る投資家の出資要件の緩和について

金融庁 資料

- 金融を取り巻く環境変化等を踏まえ、2016年銀行法改正により、銀行業の高度化等に資する他業を営む会社（＝銀行業高度化等会社）について、認可を取得することにより 5 %超の議決権の保有（出資）が可能に。
- さらに、2021年銀行法改正により「一定の高度化等業務」を行う銀行業高度化等会社（＝一定の銀行業高度化等会社）について、認可基準が緩和※された。

※ 5 %超の議決権保有で認可⇒議決権50%超保有まで認可不要（一定の高度化等業務以外を営む銀行業高度化等会社（＝他業銀行業高度化等会社）は引き続き 5 %超の議決権保有で認可が必要）

「一定の高度化等業務」の認可基準の緩和

（2020年12月 金融審議会「銀行制度等ワーキング・グループ報告」（抄））

高度化等会社が現に営んでいる業務や今後営み得る業務のうち、

- 銀行・銀行グループ以外の担い手が充分に存在しないことなどにより、社会経済において、銀行・銀行グループが営むことへの期待が高いと考えられる業務や、
- 金融業務との関連性から、銀行・銀行グループが営むことが社会的にも合理的であると認められる業務

であって、

- これまでの業務の実施状況等に鑑みて他業リスクや優越的地位の濫用、利益相反取引の著しいおそれがあるとは認められない業務（以下「一定の高度化等業務」という）については、認可基準を緩和することが考えられる。

銀行業高度化等会社

デジタル

など

地方創生

などの

持続可能な
社会の構築

◆ 業務の個別列挙なし（他業銀行業高度化等会社）

◆ 一定の高度化等業務（一定の銀行業高度化等会社）

フィンテック

地域商社
(原則、在庫保有、製造・加工なし)

自行アプリや
ITシステムの販売

データ分析：
マーケティング・広告

登録型人材派遣

ATM保守点検

障害者雇用促進法に係る
特例子会社

成年後見制度に関する業務

北海道・札幌市の提案事項と検討の方向性

北海道・札幌市の提案事項

銀行法施行規則第17条の4の3に限定列挙されている『一定の銀行業高度化等会社』の業務に、新たに、「GX関連産業（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業活動）」を追加する。

検討の方向性

- 地域の金融機関の果たしうる役割については、GX関連産業に対する北海道・札幌市の姿勢を十分に踏まえて考えることができないか。
- 「一定の高度化等業務」が認められた際には、特に、健全性への影響や優越的地位の濫用、利益相反取引のおそれについての議論がされたが、これらについては、所要の行政上の措置・運用を行うことなどにより、未然防止や早期の是正を図ることが可能ではないか。

国家戦略特別区域銀行脱炭素関連事業促進出資事業の概要（案）

国家戦略特別区域銀行脱炭素関連事業促進出資事業

銀行が、当該銀行の本店が所在する国家戦略特別区域におけるGX推進を主たる目的として、GX業務を営む会社に出資をする事業

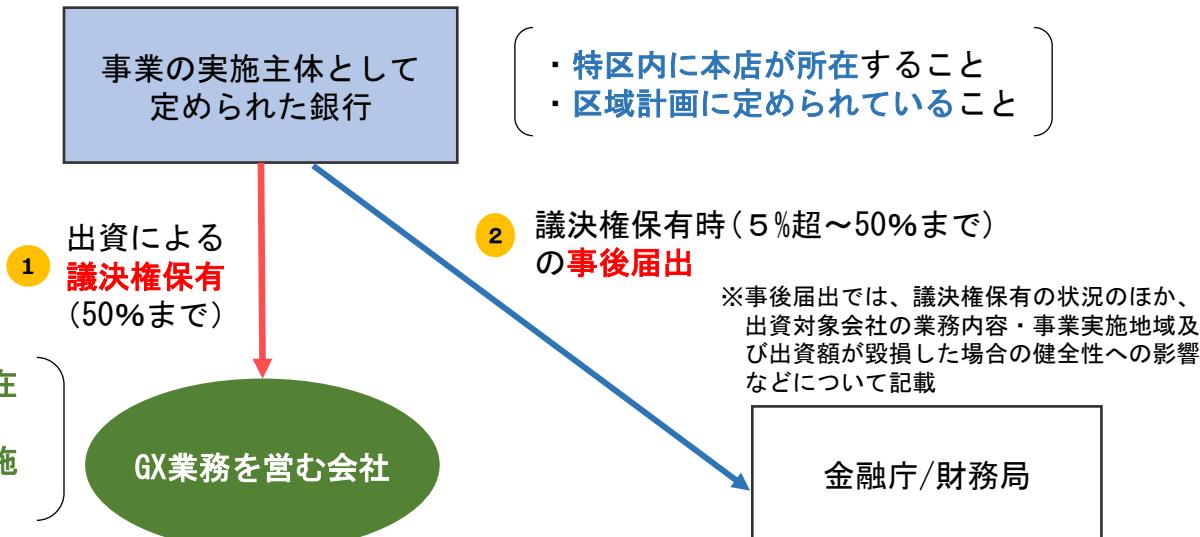
※ 事業実施主体が認可ではなく届出により、出資対象となる会社に出資を行い、5%超～50%までの議決権を保有することを可能とする特例

- **事業実施主体**：国家戦略特別区域に本店が所在する銀行であって、区域計画に定められた銀行
- **出資対象となる会社**：国家戦略特別区域に主たる営業所が所在する会社であって、GX業務（注）及びその附帯業務を専ら営む会社（その業務が当該国家戦略特別区域内及びその周辺で実施されるものに限る。）

（注） GX業務については、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第54条第1項第4号の対象事業活動を引用することで定義

本事業では、銀行が出資によりGX業務を営む会社の議決権を5%超～50%まで取得する場合が特例の対象となり、**事後届出で議決権取得（出資）が可能**となる。

※本来は認可が必要



※銀行が本件事業を実施する場合に備えるべきと考えられる体制整備の状況等については、新設するガイドラインにおいて目線を示す。

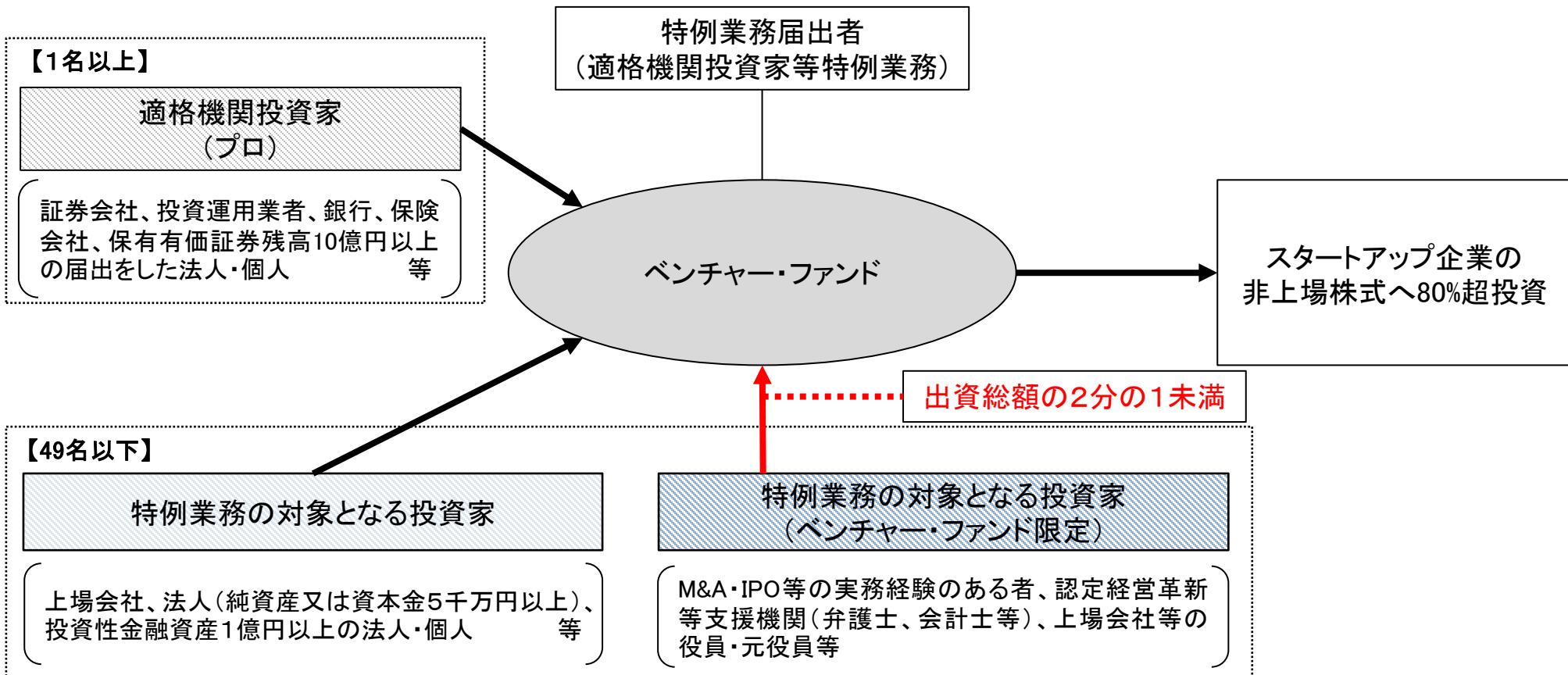
金融庁 資料

適格機関投資家等特例業務におけるベンチャー・ファンド特例の概要

- 成長資金供給の役割があるベンチャー・ファンドについては、ガバナンス確保等(注)を前提として、特例業務の対象となる投資家の範囲が通常のファンドよりも拡大されている。

(注)ファンドに係る財務諸表の監査を受けることや事業年度毎に投資家に運用状況を報告すること等のガバナンスに係る事項を出資契約に定めること、原則として借入・債務保証・途中償還がないこと等、リスクを一定程度にとどめるための要件のほか、非上場株式等への投資が80%超であることが規定されている。

- しかし、必ずしもプロと同水準の投資判断能力があるとは限らないため、投資者保護の観点を踏まえて、ベンチャー・ファンドについてのみ対象となる投資家からの出資額は出資総額の1／2未満に制限されている。

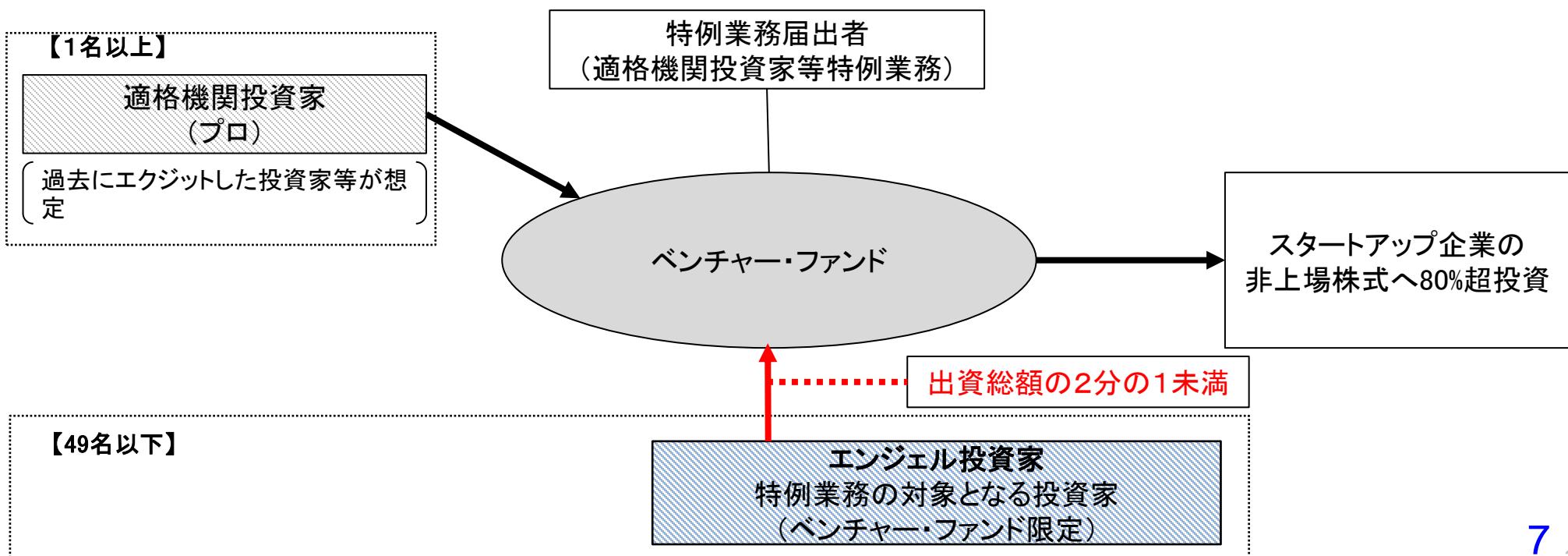


福岡県・福岡市の提案事項

【福岡県・福岡市の提案事項】

ベンチャー・ファンドについてのみ特例業務の対象となる投資家のうち、一定の投資家については、以下の理由から、その出資額を出資総額の1／2未満に制限する規制の適用除外とすることができないか。

- 近年、エンジェル投資家がシード期のみならずレイタ一期のスタートアップにも投資を行いたいというニーズが存在している。
- レイタ一期のスタートアップにも様々な資金ニーズが存在するが、株主管理の煩雑さを回避するべく相応の最低投資額(3000万から5000万円程度)を設けることが通常であり、エンジェル投資家単体での投資は困難。
- エンジェル投資家からの投資を1つのファンドに集約して投資するというスキームが考案されているものの、[エンジェル投資家は通常はベンチャー・ファンドについてのみ特例業務の対象となる投資家](#)であり、その出資額を出資総額の1／2未満に制限する規制が同スキームの実行の実務上の支障となっている。



検討の方向性

【検討の方向性】

- 適格機関投資家等特例業務は、過去に一般投資家への販売による問題事案が生じたことを踏まえると、出資対象者の範囲を拡大することについては慎重に検討する必要がある。
- 一方、ベンチャー・ファンドについてのみ特例業務の対象となる投資家のうち、以下の①から③の投資家については、投資ニーズのあるエンジェル投資家の属性とも概ね合致し、かつ、ベンチャー企業の経営に関する相応の投資判断能力があるものと考えられる。

①M&A・IPO等の実務経験のある者(会社の役員・従業員・コンサルタント等として、会社の設立、増資、新株予約権発行、新規事業立上げ、経営戦略作成、企業財務、投資業務、株主総会・取締役会の運営、買収又は株式上場等に関する実務に一定期間従事した者)

②認定経営革新等支援機関

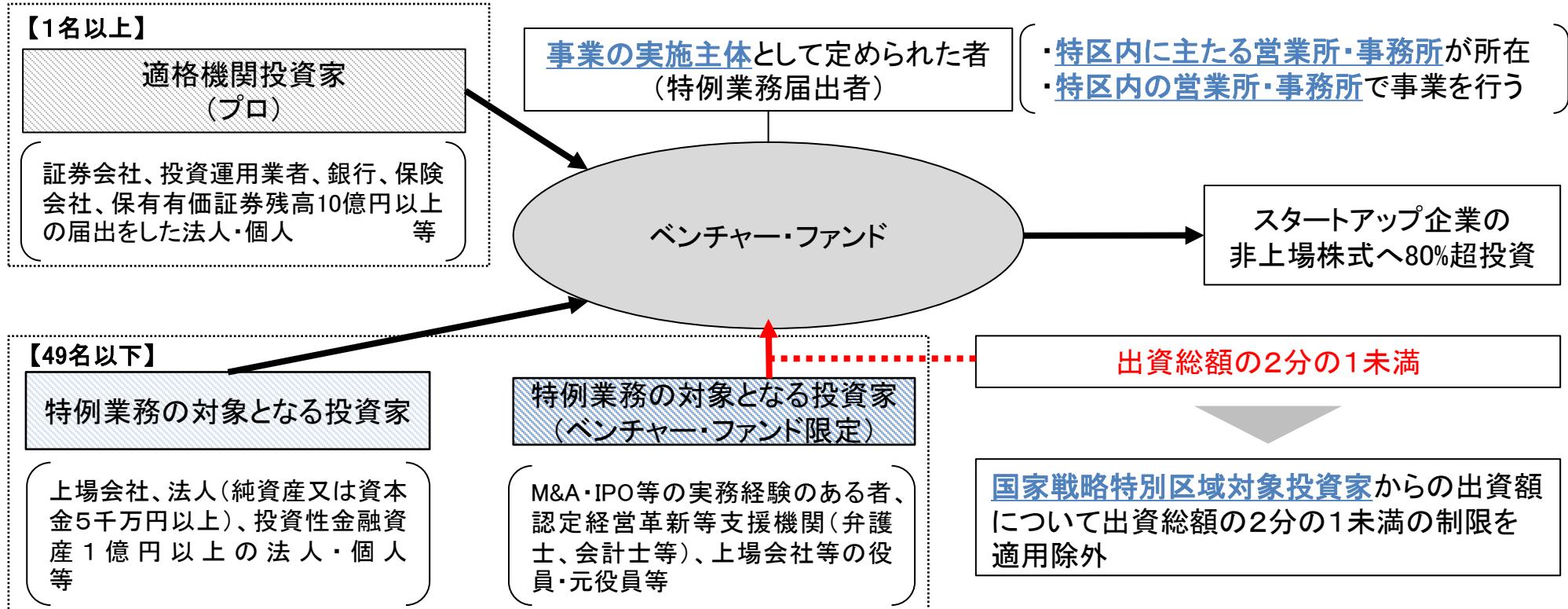
(注)中小企業等経営強化法に基づき、税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や支援に係る実務経験が一定レベル以上の個人、法人、中小企業支援機関等が、認定経営革新等支援機関として経済産業大臣及び内閣総理大臣により認定される(弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、コンサルティング会社等)。

③上記①・②の投資家の資産管理会社等

- 金融当局による重点的なフォローアップにより投資者保護を確保することも見据え、まずは、実証的に、国家戦略特区内に所在するファンド・特例業者に限定することで、上記の①から③の投資家についてその出資額を出資総額の1／2未満に制限する規制を除外してはどうか。

国家戦略特別区域特例ファンド資産運用等事業の概要(案)

- 国家戦略特別区域特例ファンド資産運用等事業(特区内に主たる営業所・事務所を有する者が、適格機関投資家等向けのベンチャー・ファンドの自己私募・自己運用を行う事業)の実施主体として区域計画に定められた者が特区内的営業所・事務所で当該事業を行う場合に特例を適用。
 - 国家戦略特別区域対象投資家(注)について出資総額の2分の1未満の制限を適用除外
(注)①M&A・IPO等の実務経験のある者、②認定経営革新等支援機関、③①・②の資産管理会社等
 - 届出・事業報告書・公衆縦覧の様式に当該事業を行う旨の記載を追加
 - 事業報告書の様式に国家戦略特別区域対象投資家の数、出資額及び出資割合の記載を追加



(注)本特例の利用の前提として、事業者は国家戦略特別区域会議に対して当該事業の実施主体として加えるように申し出を行う必要があるところ、その事業者の主たる営業所・事務所及び当該事業を行う営業所・事務所が特区内にあれば区域計画に事業の実施主体として定められることとなる。

[参考]適格機関投資家等特例業務の対象となる投資家

適格機関投資家	特例業務の対象となる投資家	特例業務の対象となる投資家 (ベンチャー・ファンド限定)
一種業者・投資運用業者	国、日銀、地方公共団体	①上場会社の役員
投資法人・外国投資法人	特殊法人・独立行政法人等、一定の公益社団法人等	②有報提出会社(純資産又は資本金5千万円以上)の役員
銀行その他預金等取扱機関(信組は【届出】)	一定の資産管理会社	③組合の業務執行組合員(法人)(投資性金融資産1億円以上)の役員
保険会社・外国保険会社等	特定目的会社	④①～③のいずれかに該当していた者
地域経済活性化支援機構	上場会社・法人(資本金又は純資産5千万円以上)	⑤④又は⑤に該当する者として、同一の発行者が発行する出資対象事業持分を取得した者
東日本大震災事業者再生支援機構	外国法人	⑥組合の業務執行組合員(法人)(投資性金融資産1億円以上)であった者
財政融資資金の管理・運用者	金融商品取引業者等(一種業者・投資運用業者以外)・特例業者	⑦M&A・IPO等の実務経験のある者(会社の役員・従業員・コンサルタント等として、会社の設立、増資、新株予約権発行、新規事業立上げ、経営戦略作成、企業財務、投資業務、株主総会・取締役会の運営、買収又は株式上場等に関する実務に一定期間従事した者)
GPIF	年金基金(投資性金融資産100億円以上)	⑧有価証券届出書(上場時)の上位50位までの株主
国際協力銀行等	法人(投資性金融資産1億円以上)	⑨有報等の上位10位までの株主
日本政策投資銀行	個人(投資性金融資産1億円以上、証券口座開設1年経過)	⑩認定経営革新等支援機関(弁護士、会計士等)
短資業者	組合の業務執行組合員等(投資性金融資産1億円以上)	⑪①～⑤、⑦～⑩のいずれかに該当する個人が50%超議決権を保有する会社等(子会社等・関連会社等含む。)及び20%～50%議決権を保有する会社等
資金貸付けや社債・新株予約権の取得等の業務を行う株式会社(資本金5億円以上)【届出】	金融商品取引業者等、上場会社、法人(純資産又は資本金5千万円以上)の子会社等・関連会社等	⑫①から⑩までのいずれかに該当する会社等の子会社等又は関連会社等
投資事業有限責任組合	一定の外国の組合型ファンド等	
民間都市開発推進機構	特例業者の密接関係者	
信託会社・外国信託会社【届出】	当該特例業者の役員・使人、当該特例業者の親会社等及びその役員・使人	
法人(保有有価証券残高10億円以上)【届出】	当該特例業者の子会社等・兄弟会社等・運用委託先・投資助言先、その役員・使人(※)	
一定の特定目的会社【届出】	当該特例業者等の3親等以内の親族(※)	
個人(保有有価証券残高10億円以上、証券口座開設1年経過)【届出】		
組合の業務執行組合員(保有有価証券残高10億円以上)【届出】		
外国金融機関等・政府等【届出】		
年金基金(資産(流動負債等を除く)100億円以上) 【届出】、企業年金連合会	(※)出資総額の1／2未満の制限がかかる投資家	

【届出】:金融庁に届出を行うことにより適格機関投資家となることができる者